

令和5年度

あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）

報 告 書

令和5年11月

あきる野市教育委員会

目 次

I	はじめに	5
II	点検及び評価の基本方針	5
	1 目的	
	2 定義	
	3 点検及び評価の対象	
	4 点検及び評価の実施方法	
III	教育目標、基本方針及び基本施策	6
	1 あきる野市教育委員会 教育目標	
	2 あきる野市教育委員会 基本方針	
	3 施策体系図	
IV	令和4年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	
取組目標1	夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成	
基本施策	1 確かな学力の育成（重点施策）	11
	2 豊かな心の育成	13
	3 健やかな体の育成	15
	4 社会的自立に資する能力の育成	17
	取組目標1 施策の目標	18
取組目標2	多様な教育的ニーズに対応した教育の提供	
基本施策	1 特別支援教育の推進（重点施策）	19
	2 いじめの防止と多様な相談体制の充実（重点施策）	21
	3 いきいきとした教育活動のための学校運営	23
	4 教員の資質・能力の向上	24
	5 学校教育を推進する環境整備	25
	取組目標2 施策の目標	27
取組目標3	生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備	
基本施策	1 生涯学習活動の推進（重点施策）	28
	2 誰もが楽しむスポーツの推進（重点施策）	31
	3 社会教育の拠点施設の適正な管理	33
	4 教育・学びに関する情報の整理と発信	34
	取組目標3 施策の目標	35
取組目標4	家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動	
基本施策	1 青少年の健全育成の推進	36
	2 児童・生徒の安全確保	38
	3 家庭教育の推進	39
	4 地域との連携による学校運営の支援（重点施策）	40
	取組目標4 施策の目標	41
V	点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見	45
<資料>	あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項	49
VI	教育委員会の活動状況について	53

令和5年度 点検評価資料の表記等について

1 重点施策について(P7:施策体系図)

あきる野市教育基本計画(第3次計画)では、4つの取組目標を達成するため、17の基本施策があります。そのうち、6つの基本施策を重点施策として位置づけており、「◆」で示してあります。

2 事務の執行状況の点検及び評価について(P11~P41)

【あきる野市教育基本計画(第3次)体系図】

○取組目標 (4項目)		○基本施策 (17項目)		○事務事業 (53項目)
----------------	-------	-----------------	-------	-----------------

【事務事業の点検と評価の流れ】

以下のとおり、大きく3段階に分けて点検評価を行っています。

- (1) 事務事業を担当する各係に、対象年度に実施した事務事業の点検・評価を行います。

↓ (※各係のコメントは、「◆」で示しています。)

- (2) 各係が行った事務事業の点検評価内容を所管の課長級が確認するとともに、各基本施策で示す5年間の目標(中期ビジョン)と事務事業を積み重ねた基本施策の進捗状況とを照らし合わせ、評価、課題及び方向性について具体的に記しています。

↓

- (3) 全体を通して部長級職員が確認します。

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という)の規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられた。

また、平成27年4月1日の法改正に伴い、教育委員会制度は大きく改革された。この改正により、新たに定められた規定に基づき、平成27年8月に、あきる野市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「あきる野市教育大綱」(以下「大綱」という)が、あきる野市教育基本計画(以下「計画」という)の上位方針として策定された。

この報告書は、大綱及び計画に基づき、令和4年度に実施した事務の管理及び執行の状況について、あきる野市教育委員会が行った点検及び評価の結果をまとめたものである。

II 点検及び評価の基本方針

1 目的

- (1) 施策及び事務事業の取組状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的で市民に信頼される教育行政を推進する。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表し、市民に対する説明責任を果たす。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事務事業の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

令和4年に策定した「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」における、17項目の基本施策及び53の事業を点検及び評価の対象とした。

4 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は「あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項」に基づき次のとおり実施した。

(1) 評価の実施方法

「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」で示す17項目の基本施策及び53の事業に対し、教育委員会事務局の各課において事業ごとに、その取組と課題をまとめ、点検及び評価を実施することとした。

(2) 点検評価有識者

評価を行うに当たって、その客観性を確保するため、行政経験、教育に関し学識を有する次の2名の方からご意見をいただいた。

森田 一彦 氏	元公立中学校長
手塚 英子 氏	元スポーツ推進委員

Ⅲ 教育目標、基本方針及び基本施策

1 あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

2 あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

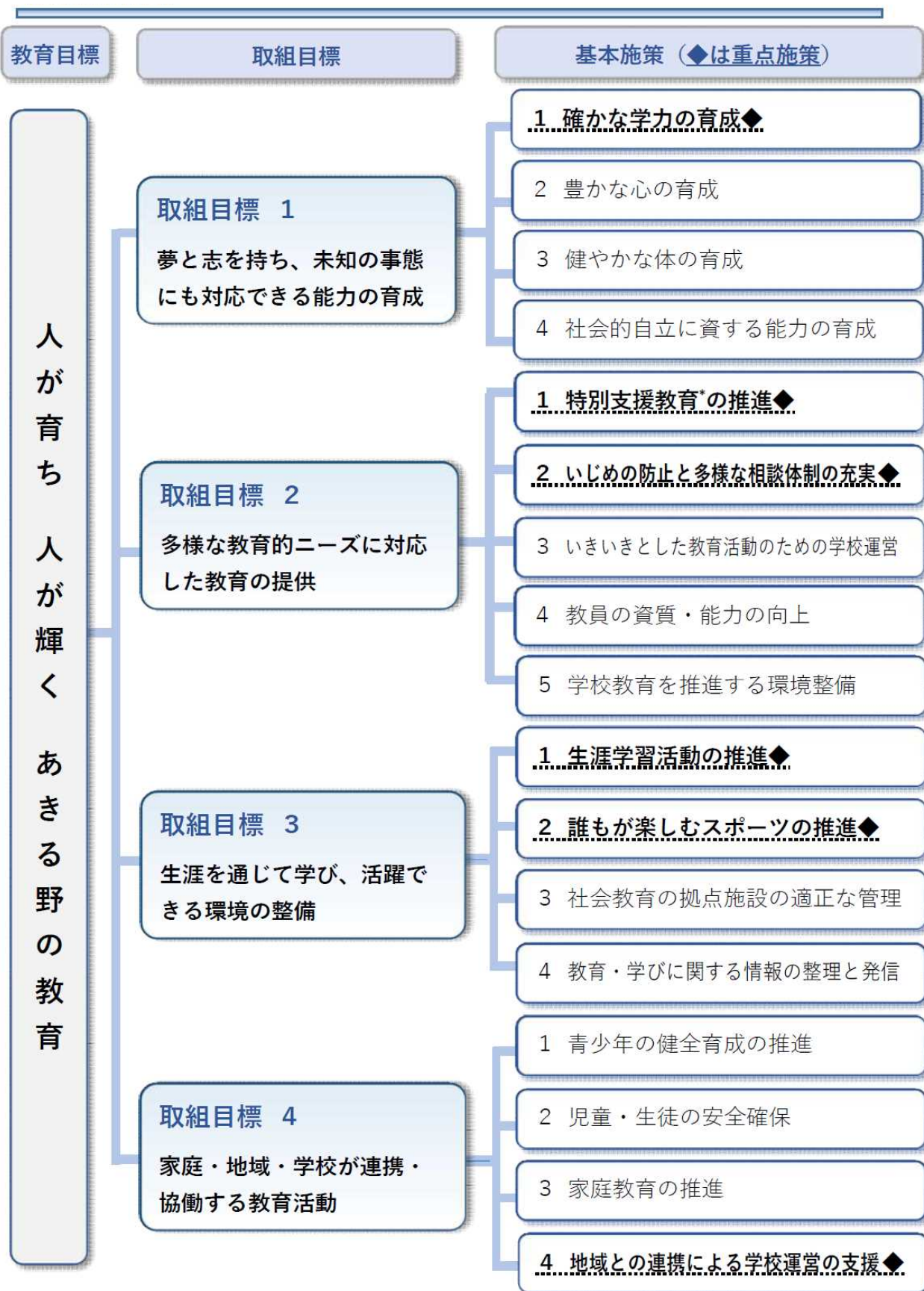
基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

3 施策体系図



IV 令和4年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行状況の点検及び評価について

取組目標別の施策による点検評価

取組目標Ⅰ 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成

基本施策Ⅰ 確かな学力の育成

確かな学力の定着 【指導室】
主な取組状況 ◆あきる野市の教員補助員(※)の配置事業及び学力ジャンプアップ事業(※)を通して、個に応じた指導を充実させ、基礎学力の定着を図った。 ◆「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業(※)づくりとは」と「あきる野市授業スタンダード(※)」の2つのリーフレットを活用して、研修会や学校への指導室訪問で指導主事が指導を行い、授業改善を図った。 ◆主体的に学ぶ児童・生徒を育むため、学力向上推進委員会を中心に仮説を立て、授業改善に取り組んだ。 ※教員補助員：児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する外部人材。 ※学力ジャンプアップ事業：学力向上モデル校事業での成果を生かし、本市にある16校全校が学力に関する具体的な目標値を設定し、その達成に向けて外部人材を活用した一人一人への手厚い支援、補習の充実等の取組を推進するとともに、効果検証を行うことを通して、学力向上を図ることを目的としたあきる野市の事業。 ※ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業：あきる野市の全教員が、全ての子供たちに分かりやすくするために工夫すべき視点(焦点化・視覚化・共有化)を取り入れた授業。 ※あきる野市授業スタンダード：あきる野市の全教員が、あるべき授業の基本スタイルとして認識し、意識して実践すべき内容をまとめたもの。
課 題 ・市内全小・中学校において、児童・生徒がICT(※)を活用し「主体的・対話的で深い学び」のある授業へ向けて改善を図る必要がある。 ※ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology)

ICT教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ◆ICT教育推進委員会を中心にICTを活用した授業実践の取組を通して、ICT機器等の有用性を理解させるとともに、積極的に活用していこうとする意識の醸成を図った。 ◆個に応じた指導の充実を図るため、各校の実態に応じて教員補助員を配置し、各校で有効に活用した。 ◆市研究指定校である前田小学校では、一人一台端末を活用した授業を展開し、「ICTの活用を通して、すすんで学び合える児童の育成」というテーマで研究発表を行い、その成果等を市内全小・中学校に周知した。
課 題 ・児童・生徒の一人一台の端末の活用及び教員のICTスキルと指導力の向上を図ることが重要である。

小中一貫教育の推進 【指導室】	
主な取組状況	
◆中学校区ごとに定めた小中一貫教育(※)基本方針に基づき、学力向上に向けた9年間の指導と重点目標を踏まえた授業参観及び授業交流等を推進した。 ※小中一貫教育:中学校区内の小中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小・中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育。	
課 題	
・児童・生徒が確かな学力を身に付けられるよう、小中一貫教育の中で学力向上策をより一層明確化し、校内推進体制を整備・強化させる必要がある。	

基本施策2 豊かな心の育成

人権教育の推進 【指導室】
主な取組状況
◆東京都教育委員会と連携し、校長及び副校長及び進路指導主任等が研修会等に参加するとともに、人権教育(※)推進担当を校務分掌に位置付け、校内において人権教育プログラムを活用した研修を実施させた。 ◆市内全小・中学校の教育課程に人権教育の推進を位置付けるとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、教育活動を通じて、児童・生徒に豊かな人間性を育む教育を推進するよう指導・助言した。 ※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育。
課 題
・職層に応じた人権教育に係る研修を充実させ、教職員が人権尊重の理念を理解し、人権教育について共通理解を深めて指導できるようにする必要がある。

道徳教育の推進 【指導室】
主な取組状況
◆豊かな心を育み規範意識を高めるため、市内全小・中学校において道徳科を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の推進を教育課程に位置付け、実践した。 ◆市内全小・中学校において、道徳授業地区公開講座(※)を実施し、学校、保護者、地域住民等が一体となった道徳教育を実現できるよう努めた。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響で、直接意見交換することが困難であった場合は、後日アンケートを取り、集約するなど工夫をして実施した。 ※道徳授業地区公開講座：学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの。
課 題
・地域の子どもを地域で育てるという気運を高めるため、道徳授業地区公開講座に学校、保護者、地域住民等が集まり学校、保護者、地域住民等が一体となった道徳教育の意見交換が充実できるよう検討する。

伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進 【指導室】
主な取組状況
◆横沢入における稲作、地域に受け継がれているお囃子・獅子舞等を体験的に学ぶことを通して、児童・生徒が郷土の伝統・文化等について理解を深める教育活動を推進した。 ◆市内全小・中学校に外国人講師(AET(※))を配置し、目的や場面、状況等に応じたコミュニケーション能力等を育成するとともに、他国の文化に触れるなどして国際理解教育を推進した。 ※AET：日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと(Assistant English Teacher)。
課 題
・地域の特色や人材を生かした持続可能な伝統・文化理解教育を推進する仕組みを構築するとともに、より実践的な英語力の育成を図るための体験的な学習を充実させることを検討する必要がある。

読書活動の推進 【指導室・図書館】	
主な取組状況	
【指導室】	◆各校に図書館補助員を配置することで、学校図書館の環境整備を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図った。
	◆学校図書館関係者連絡会を通して、効果的な利用方法や読書活動の推進方法について協議を行った。
【図書館】	◆季節や読書週間に合わせた読書リストを3回作成し、市立保育園・小学校に配付(約4,000人)し、リストにある図書の展示コーナーを図書館内に設けて紹介するとともに、貸出を実施した。
	◆調べ学習などの総合学習支援や、市内の学校(学級)に対して学級文庫としてまとめて本を貸し出すなど、学校への団体貸出を行った。(総合学習支援:25件23テーマ1,117冊・学級文庫:10件960冊)
	◆学校図書館活用推進委員会及び学校図書館関係者連絡会を2回開催し、市立小・中学校、図書館間で情報共有を図った。
	◆小学校1年生を対象にした図書館利用ガイダンスを実施(10校743人)した。
課 題	
【指導室】	・各校の学校図書館の利用状況や抱える課題などを共通理解するとともに、児童・生徒の読書活動の推進に向けた研修を実施し、教職員の理解啓発を図る必要がある。
【図書館】	・令和4年度に策定した第4次あきる野市子ども読書活動推進計画に沿って、図書館で新たに取り組む事業を含め、より学校図書館との連携を深める必要がある。

環境教育の推進 【指導室】	
主な取組状況	
◆小・中学校の社会科の学習において、土地や気候などの自然条件を生かした産業等について課題を見だし、主体的に解決しようとする態度等の育成を図った。	
◆総合的な学習の時間において、身近な環境等について自ら課題を見付け、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、考えや意見をまとめ、表現するなど、問題解決的な学習過程を通して、必要な資質・能力の育成を図った。	
◆市内全小学校が小宮ふるさと自然体験学校の活用を教育課程に位置付け実施した。	
課 題	
・他教科と関連させた授業や活動を実施するために、カリキュラム・マネジメントの視点で計画を立てる必要がある。	
・適切な教材等が身近にない場合、体験的に学ぶ機会の確保が難しい。	

基本施策3 健やかな体の育成

体力向上の推進 【指導室】
主な取組状況
◆東京 2020 オリンピック・パラリンピック教育の取組について、市内全小・中学校がレガシーとして継続・発展させるために関連した体力向上に向けた取組を推進し、児童・生徒が自ら運動に親しむ態度を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上の取組を行った。 ◆がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、市内全中学校に外部講師を招へいしてがん教育を行った。 ◆薬物乱用防止教育や性教育など、子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するための健康教育を実施した。
課 題
・コロナ禍における児童・生徒の体力の状況及び、意識等を新体力テストにおいて把握し、児童・生徒の体力向上に向けた各校の取組を次年度の教育課程に位置付け、体力向上を推進する。

学校保健の充実 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ◆教育総務課との連携の下、保健主任会を年4回開催し、児童・生徒の健康診断の実施、不登校対策、児童虐待等について協議及び研究を行った。 ◆市内全小・中学校の教育課程にがん教育を位置付けさせ、自他の健康と命の大切さについて考える学習を行った。 【教育総務課】 ◆学校保健安全法に基づく、児童・生徒の健康診断等を計画どおり実施するとともに、各学校において学校環境衛生基準に示される環境の維持に努めた。 ◆新型コロナウイルス感染症等の感染対策について、国からの補助金を有効的に活用し、学校活動に必要な消耗品類を十分確保した。
課 題
【指導室】 ・がん教育について、外部講師を活用した授業を実施し、理解を深めていく必要がある。 【教育総務課】 ・健康診断(尿検診)は、各学校のプール授業開始前に健診結果を出す必要があるため、6月までの短期間に健診実施可能な委託業者の選定及びスケジュール管理が必要となる。

食育の推進 【学校給食課】
主な取組状況
◆栄養教諭(※)及び学校栄養職員が、全小・中学校において食育リーダー(※)を中心とした食育推進の取組が定着するように支援し、児童・生徒が心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるように努めた。 ◆学校給食に、旬の食材や地場産食材の使用や、郷土料理、行事食、世界の料理などを取り入れ、食育指導につなげた。 ◆学校給食の食材として、地場産農産物を継続的に取り入れた。 ◆栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する授業は、12校で延べ149回実施することができた。 ◆新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和3年度は実施できなかった試食会が実施できた(2校3回)。 ◆地場産農産物を使用した料理教室を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催できなかった。 ※栄養教諭:食に関する指導の推進に中核的な役割を担うために制度化され、平成17年度より施行された職。 ※食育リーダー:食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。本市では、小中学校の教員がその役割を担っている。
課 題
・栄養教諭が行う食育の授業については、ICT機器を活用するなど工夫を凝らし、多様な題材を用いて行う必要がある。また、給食の時間に、児童・生徒が校内放送により、食に関する情報を読み上げる「ランチタイムス」の取組について、更なる内容の充実を図り、食に対する興味や関心を高める必要がある。 ・地場産農産物の使用を推進するには、農政担当部署との連携が必須である。また、農産物の規格については、限られた時間に大量に調理をしなければならない学校給食の状況をJAや生産者と共有する必要がある。

学校給食の充実 【学校給食課】
主な取組状況
◆栄養士が、栄養バランスを考慮しながら、おいしい給食の提供に努めた。また、残食傾向にある食材は、人気のある味付けで調理するなど工夫した。 ◆食物アレルギー対象の家庭には、事前に献立表、配合表、アレルギー調理指示書、配食図などを配布し、食物アレルギーによる事故防止に努めた。 ◆献立連絡会(年11回開催)において、学校現場での様々な考えや意見の交換を行い、次回以降の献立作成に反映させた。
課 題
・衛生管理については、現状の古い施設でも改善可能な場所、工程を検討する必要がある。また、食材の高騰が続いているため、質や量を落とさない給食の提供が厳しい状況にある。 ・コロナ前の令和元年度と比較して、残食量の割合が増加していることから、更なる工夫が必要である。

基本施策4 社会的自立に資する能力の育成

コミュニケーション能力の育成 【指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【指導室】 ◆市内全小・中学校に外国人講師(AET)を配置し、外国の文化や言語などの異国文化への理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度の育成を図った。 【生涯学習推進課】 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により中止としている、マールボロウ市との教育交流事業の代替として、小・中学生によるビデオメッセージ及びメッセージカードをマールボロウ市へ送付する事業を実施した。
課題
【指導室】 ・これまで以上に実践的な英語力の育成を図るために、体験的な英語学習を充実させることを検討する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度の教育交流事業は、コロナ禍での検討であったことから、派遣・受入とも日数及び人数を変更した内容で計画している。令和6年度以降の実施については、日数及び人数について再検討する必要がある。

キャリア教育の推進 【指導室】
主な取組状況
◆キャリア教育(※)担当者連絡会を年2回実施した。 ◆職場体験については、中学校第2学年を対象に、あきる野市内を中心とした事業所で3日間の職場体験学習を実施した。生徒は体験を通して、社会人としての基本的な挨拶、社会のルール、公共の場でのマナー等について実践的に学ぶことができた。 ◆若手教員(3年次)を対象とした研修において、キャリア教育についての理解を深める研修を行った。 ◆市内全小・中学校にキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を作成させ、意図的・計画的にキャリア教育を推進するよう指導・助言を行った。 ※キャリア教育: キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。
課題
・学習指導要領の特別活動が学校全体で行う「キャリア教育の要」であることを踏まえ、教育課程を通して各校の充実を図る必要がある。

取組目標Ⅰ 施策の目標

項 目	実績値		目標値
	計画策定時 (令和2年度)	対象年度 (令和4年度)	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	小学校 58% 中学校 56.5% (令和4年度)	65%
人権啓発に関する事業の実施回数及び参加者数	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:4回 参加者数:維持
体力・運動能力調査の結果 意識調査「運動が好き」肯定的な回答 (対象:小学校5年生・中学校2年生)	小学校 (男)74.4% (女)57.3% 中学校 (男)56.6% (女)43.6% (令和元年度)	小学校 (男)73.1% (女)57.7% 中学校 (男)64.5% (女)48.6% (令和4年度)	小学校 (男)80.0% (女)60.0% 中学校 (男)60.0% (女)50.0%
年間の野菜類使用量に対する地場産物(野菜類)使用量の割合	8.3%	8.99%	10.0%
食に関する授業及び給食時間における指導の回数(小・中学校:全16校)	授業回数:122回 指導回数:70回	授業回数:149回 指導回数:96回	授業回数:150回 指導回数:維持
年間の残食量(ごはん、おかず等)の割合	13.1% (令和元年度)	15.6% (令和4年度)	12.0%

取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供

基本施策1 特別支援教育の推進

特別支援教育の充実 【指導室】

主な取組状況

◆特別支援教育(※)推進計画(第三次計画)の実施状況の点検・評価をすべく、特別支援教育検討委員会を年2回実施し、関係機関相互に情報共有を図るとともに、令和5年度に予定されている特別支援教育推進計画(第四次計画)の策定に向けて意見交換を行った。

◆市内全小・中学校において、特別な支援や配慮を要する児童・生徒について、就学支援シート(※)、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画(※)等の関連資料の情報を保護者と共有し、小学校から中学校、さらに、その先の就労までの支援についての情報の引き継ぎを行った。

◆都立あきる野学園と連携した特別支援教育研修会を年2回実施し、教育関係者及び市民の特別支援教育の理解と促進を図った。

※特別支援教育:障がいのある児童、生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

※就学支援シート:児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。

※個別指導計画:児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

課 題

・コロナ禍において、特別支援教育検討委員会、市内全小・中学校における情報の引継ぎ及び特別支援教育に係る研修を計画通り実施し、保護者等への理解・啓発を図ることができた。一方で、就学前の幼児と義務教育の小学校間での情報の引継ぎについては、より効果的な方法を検討する必要がある。

校内委員会の充実 【指導室】

主な取組状況

◆校内委員会にスクールカウンセラー(※)や巡回指導教員を加えて実施するとともに、一人一人のニーズに合った指導ができるよう指導・助言を行った。

◆長期欠席児童・生徒や教員補助員等の配置を必要とする特別な支援を要する児童・生徒について、校内委員会で議題として取り上げ個別指導計画の活用促進を行った。

※スクールカウンセラー:学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家。

課 題

・学校生活支援シート、連携型個別指導計画及び就学支援シート等の各支援情報を活用して関係教職員間の情報及び支援の内容を共有し、校内委員会による特別支援教育体制の充実を図ることが必要である。

特別支援学級・特別支援教室の充実 【指導室】

主な取組状況

◆特別支援教育コーディネーター(※)連絡会を年3回実施し、特別支援教育推進計画(第三次計画)に基づいた特別支援学級(※)及び特別支援教室(※)における指導の充実を図った。

◆令和5年度に南秋留小学校での自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けて、関係する市内小・中学校の管理職及び関係職員で推進委員会を実施して事業の推進を行った。

※特別支援教育コーディネーター:特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

※特別支援学級:教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。本市は、小中学校に知的障害学級と情緒障害学級が存在。

※特別支援教室:情緒障害等の児童に対し、平成28年度までは通級による指導で対応していたが、平成29年度から教員が巡回し、在籍校で指導を行うようにしたシステム。

課 題

・自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた準備は計画通り実行できた。令和5年度以降の運営状況について、児童数の推移や指導・支援を行う教職員の資質・能力の向上に対応していくことが必要となる。

就学・転学相談の充実 【指導室】

主な取組状況

◆障がいのある児童・生徒等の就学の在り方について、早期からの教育支援を充実するために、就学相談説明会を年間4回実施した。

◆障がいのある児童・生徒等の適切な就学先を検討する就学相談委員会(※)について、延べ30人の専門知識を有する委員を招へいし、年間10回実施した。

※就学相談委員会:障害があると思われる児童・生徒に対し、特別支援学校又は特別支援学級、特別支援教室等への適正と考えられる就学先を検討・協議するために設置する、医師等30名以内で組織される委員会。

課 題

・インクルーシブ教育(※)を充実させるため、就学相談委員会の実施時期を再度検討する必要がある。

※インクルーシブ教育:人間の多様性の尊重等の強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。

基本施策2 いじめの防止と多様な相談体制の充実

いじめ防止対策の推進 【指導室】
主な取組状況
◆「あきる野市いじめ(※)防止基本方針(改訂版)」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、市内全小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を確実に実施した。 ◆市内全小・中学校において、いじめ防止に関する授業を年間3回以上実施した。 ◆年2回のふれあい(いじめ防止強化)月間において、市内全小・中学校児童・生徒の自尊感情・自己肯定感及び命を大切にすることを向上させる取組を行った。 ◆いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握し、家庭との連携を図った。 ※いじめ: 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
課 題
・市内全小・中学校の教職員が「学校いじめ防止基本方針」を保護者等に説明する機会を確実に設け、学校・保護者・地域でいじめの防止をさらに推進していくことが求められる。

教育相談体制の充実 【指導室】
主な取組状況
◆令和4年度から新規作成した「児童・生徒理解・支援シート」(出席状況、関係医療機関、保護者との連携状況等を記載した個票)を活用し、学校、スクールソーシャルワーカー(※)、教育支援室(※)及び教育相談所(※)と連携し、校内における不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応の充実に図った。 ※スクールソーシャルワーカー: 児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門家。 ※教育支援室: 様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、社会的自立及び在籍校への復帰に向けた支援を行うために設置された機関。本市では「せせらぎ教室」と称している。 ※教育相談所: 専任の相談員や臨床心理士等の心理の専門家が、子供の発達や成長、集団不適應、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる、市役所別館と五日市出張所内の2ヶ所にある機関。
課 題
・児童・生徒理解・支援シートと他の類似した関係書類との整合性及び活用の更なる検討が必要である。

不登校児童・生徒への対応の充実 【指導室】
主な取組状況
◆不登校支援の充実を図るべく、東京都教育委員会と連携し、条件に該当する市内中学校に、令和5年度から「校内別室指導支援員」を配置し、不登校及び不登校傾向の生徒に対して、教室以外の居場所で、一人一人の状況等に応じて、教室以外の居場所の提供等の支援を行う準備を行った。 ◆公的機関とのつながりの薄い児童・生徒への居場所づくりとして、「カラフルルーム(※)」を開設した。 ※カラフルルーム：不登校又は不登校傾向にある児童・生徒が相談や学習、カードゲームなどをして過ごすことができる場所で、週に1回程度、市内中学校を会場として実施している。
課 題
・公的機関とのつながりの薄い児童・生徒、登校はできるが教室に入るのが困難な児童・生徒など、多様なニーズに応える支援の充実がより必要である。

情報モラル教育の推進 【指導室】
主な取組状況
◆市内全小・中学校に情報教育についての全体計画及び年間指導計画を作成させ、SNS東京ルール及びSNS学校ルールを活用した指導を意図的・計画的に実施するとともに、家庭と連携してSNS家庭ルールの作成を推進するなどして、児童・生徒の情報モラル(※)の育成を図った。 ※情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
課 題
・情報モラル教育を効率的に行うために、教員の指導力の向上を図るとともに、学校からの一方的な指導にならないように、学校・家庭・地域が一体となって理解を深めることが必要である。

基本施策3 いきいきとした教育活動のための学校運営

働き方改革の推進 【指導室】
主な取組状況
◆連絡会等の回数を精選したり、実施方法を紙面配布、オンライン等に変更したりすることで教員の負担軽減を図った。 ◆部活動指導員及び部活動外部指導補助員を配置し、部活動の充実及び教員の働き方改革を推進した。
課題
・連絡会等の内容の精選を図り、より効率的かつ効果的な運営を検討していく必要がある。

教職員のメンタルヘルス 【指導室】
主な取組状況
◆タイムカードにより勤務時間を正確に把握し、見通しをもって勤務することにつながった。また、副校長補佐(※)を積極的に活用することで、より効率的に職務を遂行できるようになった。 ◆労働の蓄積が認められる教職員や健康への配慮が必要な教職員に、医師による面接指導等を行い、メンタルヘルス不全等の健康障害の未然防止に努めた。
※副校長補佐：副校長の業務支援を行う会計年度任用職員のこと。
課題
・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、各校の教職員が働き方を見直し、心身の健康保持への意識を醸成することが必要である。

人材の確保・活用 【指導室】
主な取組状況
◆市内全小・中学校に教員補助員、市内小学校4校及び中学校3校の特別支援学級に特別支援学級介助員を配置し、学力向上や特別支援教育の充実を図った。 ◆各教科等の内容を踏まえ、地域の方に直接話を聞いたり、インタビューしたりするなどして、学びを深め、広げることができた。
課題
・各教科等のねらいに迫るために、必要とする人材を必ず確保できるとは限らないため、持続可能な人材確保の仕組みが必要である。

基本施策4 教員の資質・能力の向上

教職員研修等の実施 【指導室】
主な取組状況
◆若手教員育成研修(1～3年次)、いじめ・不登校や特別支援教育等、教育課題に関する研修を、年間を通して意図的・計画的に実施し、教員の資質・能力の向上を図った。
課 題
・教員のニーズに応じた研修内容を検討するとともに、受講者が主体的に取り組めるよう、ICTを活用したり、協議等の方法を工夫したりするなどして研修会の充実を図ることが必要である。

研究奨励等の充実 【指導室】
主な取組状況
◆前田小学校では、一人一台端末を活用した授業を展開して、「ICTの活用を通して、すすんで学び合える児童の育成」というテーマで研究発表を行い、市内全小・中学校に周知した。
◆東中学校では、2年間の研究指定とし、ICTを活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の授業実践に取り組み、令和5年度の研究発表に向けて研究を深めた。
課 題
・研究推進校の事業を受けている学校の取組が充実するよう、研究過程において、指導主事等を派遣し必要な指導・助言をしていく必要がある。

基本施策5 学校教育を推進する環境整備

学校施設の適正な維持管理 【教育施設担当】
主な取組状況
◆学校施設・設備の保全（保守・点検）業務を行った。また、施設の老朽化に伴い、限られた財源の中で、応急・危険度を勘案し、優先順位を付け整備を実施した。また、突発的な事案についても、柔軟に対応できるよう努めた。 ◆令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」の継続的運用方針に基づき、実施計画に計上した施設整備を実施した。 ◆非常時における学校施設のあり方及び非構造部材(※)の耐震化について調査・研究を行った。 ※非構造部材：構造体ではない天井材、外装材、内装材、照明器具、書棚、窓ガラスやテレビ、ピアノ等について、震災時の落下防止や転倒防止を図る必要がある。これらの部材を構造体と区分して、「非構造部材」という。
課 題
・大規模な改修が平成17年から実施しておらず、施設の老朽化は進行しており、令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」を着実に推進するには、部局横断的な取組が必要である。 ・学校施設非構造部材の耐震化を推進しているが、他の学校施設整備計画との整合を図り、財源を確保していく必要がある。 ・児童・生徒の安全と良好な教育環境を確保するためには、関係部署と密接に連携を図りながら、財源を確保していく必要がある。

新学校給食センターの整備 【学校給食センター建設準備担当】
主な取組状況
◆当初は、基本設計業務委託（基本計画の補完を含む。）を予定したが、日の出町との協議に基づき、基本設計に先立ち、運営を含む詳細な実施方針を策定することとなり、委託発注を見送り、職員が、「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）」を策定した。 ◆基本設計業務については、事業期間の短縮を図るため、令和5年度に実施設計業務と合わせて一括発注することとし、プロポーザル(※)方式による事業者選定などの準備を進めた。 ◆日の出町との協議・調整の結果、稼働の想定を令和8年度中とした。 ※プロポーザル：企画を提案させ、その優劣により事業者を選定する方式のこと。
課 題
・新学校給食センターの共同整備に係る施設の整備水準、管理・運営等の詳細については、専門部会を設置して検討する必要がある。 ・広域連携の手法については、地方自治法に基づく協議会を想定し、設立に向けて調整する必要がある。 ・事業スケジュールについては、日の出町との協議・調整の状況、プロポーザル方式による業務発注手続き、安全に配慮した適切な工期の設定などを踏まえ、稼働想定年度を令和7年度から令和8年度に変更した。

学校ICT環境整備 【教育総務課】
主な取組状況
◆学習用タブレット端末及び校内LAN環境について、学校からの要望等にも適切に対応し、運用管理に努めた。 ◆タブレット端末の持ち帰りに向けて、家庭で安全に利用することを目的とした児童生徒・保護者向けタブレット設定の手引きを作成した。
課 題
・校内でのタブレット活用の増加やデジタル教科書等の活用により、通信速度の低下が懸念されるため、評価や分析を実施し、結果に応じた対策を行う必要がある。

教育の機会均等の確保 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ◆当該の日本語が不慣れな外国人児童・生徒の在籍校に対し、日本語指導講師及び通訳(指導員)を派遣し、当該児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等を行った。 【教育総務課】 ◆就学援助及び育英資金の制度については、市HPや市広報、教育広報、デジタルサイネージ(※)などのほか、関係部署の窓口にカードサイズのお知らせやチラシを設置し、広く周知した。 ◆就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、他自治体の制度内容を調査するとともに、支給項目の拡大や審査方法の見直しを検討した。 ＜支給実績＞ 小学校 支給対象児童数 541人(前年度比+0.02%) 支給額 32,437,043円(前年度比△0.04%) 中学校 支給対象生徒数 258人(前年度比△0.10%) 支給額 27,266,346円(前年度比△0.08%) ◆様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学(※)等の措置により必要な教育環境を提供した。 ※デジタルサイネージ:ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。 ※区域外就学:住所のある区市町村以外の区市町村立小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学させること。
課 題
【指導室】 ・当該児童・生徒の実態により、授業の通訳だけでなく、個別の日本語指導が必要になる場合の指導時間や場所、教材等の確保が必要である。 【教育総務課】 ・就学援助制度については、利便性や市民サービスの向上を目的として、インターネットを利用した申請方法の検討を進めていく。

取組目標 2 施策の目標

項 目	実績値		目標値
	計画策定時 (令和2年度)	対象年度 (令和4年度)	令和8年度
個別指導計画の作成人数	526人	452人	550人
「いじめはどんな理由があってもいけないこと だと思いますか」という質問に肯定的な回答 をした児童・生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査結果)	小学校 96.7% 中学校 95.6% (令和3年度)	小学校 96.7% 中学校 96.3% (令和4年度)	小学校 100.0% 中学校 100.0%
90日以上欠席の児童・生徒が、支援につな がった割合	63.2%	79.0%	100.0%
1か月の超過勤務時間45時間以上の教員 の割合	小学校 27.2% 中学校 32.3%	小学校 33.5% 中学校 43.4%	小学校 25.0% 中学校 30.0%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するた めの基本合意書の締結	共同整備・運営に関す る方針の策定	新学校給食セン ターの運営開始 (令和7年度)

取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備

基本施策1 生涯学習活動の推進

生涯学習の推進 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆「生涯学習推進計画 学びプランⅢ」における、令和3年度の生涯学習に関する施策・事業について、生涯学習推進市民会議の委員に意見聴取を行った。
- ◆生涯学習コーディネーター(※)の会へ委託し、生涯学習コーディネーター養成講座、生涯学習人材バンク(※)活用事業及び生涯学習シンポジウムを実施した。
- ◆公民館においては、青少年教室、市民大学などの講座を行った。また、公民館事業として、秋川キララホールなど2会場で寿大学を開・閉講式含め17回ずつ実施した。
- ◆13団体と1個人から提案があった市民企画講座については、17事業を実施した。

※生涯学習コーディネーター：生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担う人材。

※生涯学習人材バンク：生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度。

課題

・各種講座については、コロナ禍での開催となったため、市民の学習要求があるものの、参加を控える傾向が見受けられた。学習機会の参加を促す工夫が必要である。

芸術文化活動の充実 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆アートスタジオ五日市で9月から11月までアーティスト・イン・レジデンス事業(※)を実施し、日本人2人及び国内に住む外国人1人を招へいし、版画の創作活動を行った。また、アーティストは五日市小学校の図工の授業・五日市児童館でのワークショップに参加し、子ども達と交流機会を持った。
- ◆秋川キララホールでは、指定管理者(※)により各種公演事業及び貸館事業が実施され、37,248人の入場者があった。
- ◆市民文化祭は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。
- ◆市内で活動する写真愛好家等で組織する実行委員会と協働で、フォトコンテストを実施した。

※アーティスト・イン・レジデンス事業：国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組。

※指定管理者：地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために期間を定めて指定する団体。

課題

・アーティスト・イン・レジデンス事業については、これまでにアーティストから寄贈された多くの版画作品を保有していることから、引き続き、寄贈作品を展示する機会を設けることが必要である。

図書館サービスの充実 【図書館】

主な取組状況

◆各館の蔵書構成・選書調整のため毎月選書会議を行った。また、図書館の廃棄資料を市民に提供して再活用するとともに、市民からの寄贈資料等を活用し、資料の整備を行った。

◆利用者へ「あきる野ふるさとのはかせ」及び「パスファインダー(※)」を配布し、市内の歴史の調べ方講座を実施することで、レファレンス(※)サービスのPRを図った。また、レファレンス技術の向上を図るため、研修に職員1人が参加した。

◆親子でも楽しめるおはなし会(年101回)、工作会(年8回)、人形劇(年3回)を実施した。また、開催の際は、関連する本を展示して効果を高めた。

◆活字による読書が困難な利用者に対し、録音図書の貸出等を行った。未所蔵の録音資料は、サピエ図書館(※)から提供を受けたほか、音訳ボランティアの協力を得て製作し、41冊提供した。また、ボランティアによる「広報あきる野」「あきる野の教育」等の定期製作のほか、「郷土あれこれ」のDAISY(※)化を3タイトル製作した。布の絵本ボランティアによる「布の絵本」は2タイトル5冊製作した。
郵送等の貸出は39件39冊、宅配の貸出は12件120冊の利用があった。

◆ボランティア養成講座として、絵本の読み聞かせ講座等を実施した。また、図書館や小学校でのおはなし会や人形劇等の活動の場を提供した。

◆調べ学習等の支援では、計1,117冊の資料を提供した。また図書館ガイダンスでは、市立小学校10校743人を対象に実施し、職場体験は、市立中学校6校28人を受け入れた。

※パスファインダー：利用者が特定のテーマについて調べるときに役立つ、キーワードや文献、情報源などを紹介した探し方の手引き。

※レファレンス：図書館利用者が求める資料や情報を探す支援のこと。

※サピエ図書館：視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字・音声データなどで提供するネットワーク

※DAISY：視覚障害者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書

課 題

・全館の蔵書構成を考慮しつつ、市民要望に応えられる資料の充実を図ることが必要である。

・自館で作成した資料「あきる野ふるさとのはかせ」「パスファインダー」に、一部内容が古くなり、現状にそぐわない部分が出てきたため、見直しや改訂の必要がある。

・令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響と考えるが、資料の貸出冊数について、令和元年度の619,394冊に比べ、令和4年度は547,375冊で、72,019冊の減となっている。また、対面朗読については利用がなかった。今後は、感染拡大防止に努めつつサービスを提供できる方法を検討したい。

伝統・文化の継承と推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆あきる野市乙津にある春日明神社の小型海獣葡萄鏡を新たに市指定文化財に指定した。また、あきる野市戸倉にある武多摩神社の仏像の調査を行い、調査結果を報告書にまとめた。 ◆東京文化財ウィーク(※)公開事業及び企画事業へ参加した。 ◆あきる野市小和田にある広徳寺の境域復旧事業に補助金を交付した。 ◆五日市郷土館、二宮考古館にて、常設展示、企画展及び講座を実施した。 ※東京文化財ウィーク:文化財を身近に感じてもらうために行われる事業。都内にある文化財を一斉に公開する「公開事業」、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」を実施している。
課 題
・市内にある文化財の存在やその魅力を、多くの市民に知ってもらうよう、効果的な方法により、更なる周知を図ることが必要である。

各種団体活動への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆社会教育関係団体の登録・申請を行ったほか、社会教育関係団体へ補助金を交付した。 ◆あきる野市社会教育関係団体として登録した団体で組織する連絡協議会的団体に対し、指導・助言を行うなど、団体に対する支援を行った。 ◆個人の学習相談に対応するため、中央公民館定期利用団体案内を発行し、公民館を定期的に利用する団体の活動紹介を行った。
課 題
・活動方法や講座の実施方法など、必要に応じた指導・助言等を更に行っていく必要がある。

基本施策2 誰もが楽しむスポーツの推進

ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実 【スポーツ推進課】
主な取組状況
◆子どもすもう大会及び小中学生駅伝大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、総合スポーツ祭及びボッチャ大会を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が気軽にスポーツを楽しむような機会の充実を図った。 ◆ペタンク(※)講習会と体操・室内ニュースポーツ体験教室を実施した。 ◆成人の週1回以上のスポーツ実施率70%を数値目標とした、新たな基本目標を設定した第2次あきる野市スポーツ推進計画を策定した。 ※ペタンク:目標球に、金属製のボールを投げ合って、相手より近づけることで得点を競う、フランス発祥のスポーツ。
課 題
・新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった大会について、開催方法を見直すとともに、スポーツ施設等の利用者についてもコロナ禍前のように多くの市民が安心して利用し参加できるような取組と、情報を発信していく必要がある。

障がい者スポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
◆障害の有無に関係なく誰でも気軽に参加できる「障がい者スポーツ教室」を年間28回開催し、465人(うち障がい者271人)の参加があったなど、パラスポーツの振興及び理解促進が図れた。 ◆東京都公園協会主催のユニバーサルスポーツ祭が秋留台公園で開催され、186人の参加があった。市担当課及びスポーツ推進委員とともに運営協力を行い、障がいのある方もない方も一緒にスポーツを楽しむことができた。
課 題
・引き続き、障がい者スポーツの推進を図るとともに、障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる機会の充実に取り組んでいく必要がある。

地域団体の支援と連携によるスポーツの振興 【スポーツ推進課】
主な取組状況
◆スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ(※)などの活動を支援し、スポーツ活動の充実を図った。 ◆指定管理施設やスポーツ団体と連携を図り、総合スポーツ祭やスポーツの日フェスティバルなどの大会やイベントを開催した。 ◆西多摩地域広域行政圏体育大会及びスポーツフェスタの開催について、各団体と連携し地域の活性化とスポーツ・レクリエーションの普及振興を図った。 ※総合型地域スポーツクラブ:地域住民が身近にスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
課 題
・コロナ禍の影響に伴うスポーツや運動の機会の減少や、スポーツ団体の高齢化による会員数の減少が課題であるため、対策を練る必要がある。

市の特性を生かしたスポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
◆スポーツ推進委員事業として、ヘルシーウォーキング(春秋・年2回)を実施した。 参加者:春19人、秋25人 合計44人 ◆秋川流域小中学生駅伝大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。
課題
・コロナ禍の影響に伴うスポーツや運動の機会が減少していることから、地域の豊かな自然環境を生かした、多くの市民が参加することができるウォーキング等の参加人数を増やす取組が必要である。

基本施策3 社会教育の拠点施設の適正な管理

施設の適正な管理 【生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館】
主な取組状況
【生涯学習推進課】 ◆秋川キララホールの指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。また、令和4年度には、次年度以降の指定管理者の選定を行った。 ◆市民体育館管理業務の主管課であるスポーツ推進課との連携の下、指定管理者と、より良い関係を築き、公民館の適正な施設管理を行った。 ◆市民が利用しやすい公民館としていくため、中央公民館全館にWi-Fi設備を整備した。 【スポーツ推進課】 ◆市民球場及び山田グラウンドの高圧受変電設備改修及び管理棟空調機交換修繕を実施した。また、摩耗が著しい、山田テニスコートの部分修繕を実施した。さらに、五日市ファインブラザバスケットゴール改修工事を実施した。 ◆その他の施設においては、管理人や職員による点検を行い、不具合が見つかった箇所について、修繕を実施し維持管理に努めた。 ◆指定管理施設においては、利用者が快適に安心して利用できるよう、職員及び業者による保守点検を実施し、不具合の早期発見に努めている。 【図書館】 ◆専門業者による保守点検や職員による日常点検等を行った。 ◆中央図書館では貴重品書庫空調機交換工事等、東部図書館エルでは火災報知設備及び非常放送設備の蓄電池交換等、五日市図書館では館内照明設備LED化改修工事等を行った。 ◆劣化箇所の早期発見・早期対応により、幅広い年代の方が安全かつ安心して利用できるよう施設及び設備の維持管理に努めた。
課 題
【生涯学習推進課】 ・指定管理者が管理運営を行う、秋川キララホール、あきる野ルピアについて、経年使用による不具合が見られる箇所があることから、今後、改修を検討する必要がある。 【スポーツ推進課】 ・施設の老朽化により、緊急を要する修繕が度々発生しており、長期的な視点に立ち、大規模改修等も含め、計画的に整備・改修を行う必要がある。 【図書館】 ・各施設とも経年劣化等による設備の不具合が生じており、利用者が安全にかつ安心して利用できるよう計画的な整備が必要である。

基本施策4 教育・学びに関する情報の整理と発信

教育広報の発行 【教育総務課】
主な取組状況
◆教育広報「あきる野の教育」を3回(10号:7月1日、11号:11月1日、12号:3月15日)発行した。 ◆教育広報紙については、10号及び11号を20,400部、12号を20,000部を発行し、新聞折込、郵送等による配布、公共施設への配置や市ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 ◆教育広報紙の作成に当たっては、紙面の構成やカラー版化における効果的な写真の活用などを研究し、見やすく読みやすい紙面づくりに取り組んだ。
課 題
・各家庭での新聞離れにより、折込数が減少傾向にあるため、発信方法について継続した調査・研究が必要である。また、近隣自治体の状況等を踏まえ、紙以外の発信方法も調査・研究する。 ・ホームページへの掲載については、記事を検索しやすくするため、市の広報を参考に掲載方法を検討する。

案内等資料の充実 【指導室】
主な取組状況
◆学校だよりを町内会・自治会等へ配布するとともに、学校ホームページを活用し、教育活動について積極的に情報発信するなどして、開かれた学校づくりの推進を行った。
課 題
・各校のホームページの更新状況にばらつきがみられる。学校の基本情報の更新だけではなく、日々の教育活動の様子など積極的な情報発信を図る必要がある。

デジタルアーカイブの充実 【図書館】
主な取組状況
◆デジタルアーカイブ(※)のサイト内において、掲載しているコンテンツ「あきる野市を知るために」の中の「あきる野市ゆかりの人々」の記事を3件修正し、また「あきる野市の写真館」の中の「秋川溪谷観光ポスター」画像を2件(令和4年秋及び令和5年春)追加した。 ◆秋川流域の情報が掲載された新聞記事について、見出しから記事の収録情報(掲載年月日)を検索できるようにしており、令和3年7月から令和4年6月までの新聞記事の収録情報(五大紙2,196件、西の風・西多摩新聞760件)をデータに追加した。 ※デジタルアーカイブ:紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。
課 題
・デジタルアーカイブについての認知が低いと見受けられることから、より多くの利用者に、デジタルアーカイブについて知ってもらうため、各コンテンツを更新していくとともに、五日市憲法草案展示等の機会にデジタルアーカイブの周知を図る必要がある。

取組目標 3 施策の目標

項 目	実績値		目標値
	計画策定時 (令和2年度)	対象年度 (令和4年度)	令和8年度
寿大学の登録者数	872人 (令和元年度)	707人	950人
市民まつり市民文化祭への参加団体	106団体 (令和元年度)	中止	維持
秋川キララホールの年間利用者数	59,176人 (令和元年度)	37,248人	63,283人
中央公民館の年間利用者数	83,673人 (令和元年度)	68,538人	91,462人
図書館貸出冊数	619,394冊 (令和元年度)	547,375冊	635,000冊
郷土芸能連合会加盟団体数	40団体	40団体	維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.2% (令和3年度)	59.3%	70%

取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動

基本施策1 青少年の健全育成の推進

青少年健全育成事業の推進 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆青少年健全育成事業では、青少年善行表彰、中学生の主張大会及び青少年音楽の祭典を実施した。このうち、中学生の主張大会及び音楽の祭典は、新型コロナウイルス感染症対策として、開催方法を一部変更して実施した。
- ◆小学生を対象とする、あいさつ標語カルタ大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
- ◆「成人式」を「二十歳を祝う会」に名称変更し、新型コロナウイルス感染症対策として二部制で実施した。

課 題

・子ども達を対象に実施する青少年健全育成事業については、コロナ禍でここ数年、中止としていたことから、参加者の減少が懸念されるため、今後、更に効果的な周知を行う必要がある。

青少年健全育成団体の支援 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆青少年健全育成団体の支援として、小学校区ごとに設置された青少年健全育成地区委員会及び中学校区ごとに設置された中学校区健全育成推進会議に補助金を交付した。
- ◆青少年健全育成地区委員会連絡会を開催し、各地区の取組状況について情報交換を行った。

課 題

・青少年健全育成地区委員会及び中学校区健全育成推進会議が行っている、子ども達の安全確保のための防犯パトロールは、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことから、令和5年度以降、参加者及び実施回数の増加が想定される。今後、パトロールの実施を含め各団体の活動が質・量とも向上するよう、適宜助言等を行う必要がある。

放課後子ども対策 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- ◆市内公立小学校8校(前田小、増戸小を除く全小学校)で、放課後子ども教室※を実施し、うち1校(一の谷学校)については、令和4年度に開設した。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子ども教室の活動を中止とした学校が一部にあった。

※放課後子ども教室:地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業。

課 題

・参加児童の増加や新たな活動場所の確保、夏場の活動への対応など、近年生じている放課後子ども教室の課題に対し、スタッフや学校の意見を聞き、より良い運営方法を検討する必要がある。

地域リーダーの育成 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆「大島・子ども体験塾」については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。 ◆地域リーダーの養成などを一つの目的として実施している青少年健全育成事業については、青少年善行表彰、中学生の主張大会及び青少年音楽の祭典を実施した。
課 題
・地域でリーダーとなる人材づくりなどを目的とする、大島子ども体験塾をはじめ、子ども達を対象とする各種の事業については、更なる内容の充実が必要になると考えることから、関係者の意見を聞きながら、適宜内容の見直しを図る。

基本施策２ 児童・生徒の安全確保

安全確保と安全教育の推進 【教育総務課・指導室】
主な取組状況
【教育総務課】 ◆各学校における災害時に児童・生徒を学校に留め置いた際の食料（アルファ化米と飲料水）と毛布について、消費期限が切れる前に新たに備蓄し、使用しなかった食料については社会福祉協議会を通じて関係施設に提供した。 【指導室】 ◆災害発生時に適切に対応できるよう、教育委員会と市内小・中学校が連携した大規模地震対応訓練を実施した。また、各学校で毎月実施する避難訓練を通じて、児童・生徒に自助・共助の必要性について意識の醸成を図った。 ◆安全指導担当の教員を対象に、安全教育プログラムを活用した研修を行うとともに、受講した教員が自校において教職員への還元研修及び児童・生徒への指導を通して、児童・生徒が犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力の育成を図った。 ◆不審者情報について、関係機関・関係部署と連携し情報共有を図った。
課 題
【教育総務課・指導室】 各学校において、安全確保の更なる充実を図るために、スクールガード・リーダー（※）や地域住民による見守りボランティアの更なる増員など、児童・生徒の安全確保につながる人材の連携体制や、防犯カメラの増設・整備等の対応は今後も継続が必要である。 ※スクールガード・リーダー：学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う防犯に関する知識を有する者。

通学路の見守り・安全点検 【教育総務課】
主な取組状況
◆道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。 ◆警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回パトロールやボランティアへの助言・指導等を実施するとともに、主要交差点等に交通安全推進員（※）を配置し、児童の登下校時の安全確保に努めた。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、学校安全推進会議及び学校安全講習会が開催できなかったため、関係者には学校安全推進に関する資料を送付した。 ※交通安全推進員：登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者。
課 題
・スクールガード・リーダーや地域の見守りボランティアなど、高齢化が進み、協力者が減少傾向にある。 ・児童・生徒の交通安全対策を進めるために、学校や地域との連携及び情報共有をしつつ継続的な対策が必要である。

基本施策3 家庭教育の推進

家庭教育への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆家庭の日推進事業の一環として行っている親子鑑賞会を3年ぶりに開催した。 ◆子どもの健やかな成長と親自身の成長をめざし、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。
課 題
・親子鑑賞会の参加者を増やすため、効果的な周知を図る必要がある。 ・子育てに不安や悩みを持つ多くの市民が参加できるように、講座内容及び周知の方法を検討する必要がある。

基本施策4 地域との連携による学校運営の支援

学校支援地域本部事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
◆小学校10校に設置された、学校支援地域本部(※)事業として、各小学校において、学習支援、登下校安全指導などの取組が行われた。 ◆地域教育協議会を開催し、各校の学校支援地域本部の取組内容について、情報を共有した。 ※学校支援地域本部：地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、PTAなどの関係者を中心として組織される。地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う。
課 題
・小学校10校に設置された、学校支援地域本部で、学校のニーズに応じた取組が行われているが、より弾力的な内容が各校で実施できるよう、他市や他校の情報を提供する必要がある。

コミュニティ・スクールの導入 【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【教育総務課】 ◆教育委員会内で打合せを行い、各課の作業内容や課題を洗い出し、スケジュールを検討した。 【指導室】 ◆コミュニティ・スクール(※)を導入している他地区の学校を視察し、学校運営協議会(※)の設置等に関する説明や助言を受けた。 【生涯学習推進課】 ◆コミュニティ・スクールの導入に向けて、先進的な取組を行っている学校を関係部署とともに視察するなど、地域学校協働活動等について情報を収集した。 ※コミュニティ・スクール：学校と地域が協力し、より良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。 ※学校運営協議会：学校運営に関して協議するためにおかれる機関。コミュニティ・スクールにおいて中核をなす。
課 題
【教育総務課】 ・令和6年度の運用開始に向け、関係者と連携して進めていく必要がある。 【指導室】 ・学校運営協議会の設置に向けた規則の制定、関連する条例等の一部改正、設置に係る予算措置及び学校運営協議会委員や教職員への説明資料の作成などを進める必要がある。 【生涯学習推進課】 ・小学校に設置されているが、中学校に未設置の学校支援地域本部について、学校運営協議会の設置状況や、今後の取組状況等を踏まえ、中学校への学校支援地域本部の設置を検討する必要がある。

取組目標 4 施策の目標

項 目	実績値		目標値
	計画策定時 (令和2年度)	対象年度 (令和4年度)	令和8年度
放課後子ども教室開設校数(小学校)	7校 (令和元年度)	8校	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	516人	800人
コミュニティ・スクールの導入校	0校	0校	16校

V 点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見

森田 一彦 氏（元公立中学校長）

私にとって「あきる野市教育基本計画」を拝読するのは初めてのことでした。この第3次計画は、策定の背景、前計画の振り返り、現在の教育を取り巻く状況、児童・生徒数の推移等が分析され、その上で国連総会で承認された「ESD for 2030」、国の学習指導要領の趣旨、東京都教育ビジョンを踏まえ、本市の教育目標、取組目標、基本施策で構成されています。取組目標別の施策には現状と課題が示され、明確な施策と方針、さらに数値目標も設定されています。大変深く考えられた、しかも解りやすい教育計画であると強く感じました。以下、いくつかの施策について意見を述べさせていただきます。

1 確かな学力の育成

多数の教員補助員の配置、学力ジャンプアップ事業、あきる野市授業スタンダードの活用、ユニバーサルデザインに視点を当てた授業の展開、教職員研修センター職員による若手教員への授業の指導、指導室訪問での指導主事による指導、さらに各校での研究授業等、確かな学力の育成に各種事業や取組がなされ、全小・中学校が授業の改善、学力の定着に大変努力していると思いました。「主体的、対話的で深い学び」を更に推進、継続していただきたい。

教員補助員には大切な役割があります。授業の中で教員の意図することを的確に掴み、必要とする個々の児童・生徒への支援を躊躇なく行うことです。常に教員と意思疎通・連携を保ち、補助員がいるからこそできる充実した授業を展開してほしいと思います。また、教員補助員のスキルアップも重要なことです。

さらに、ICT教育の推進は益々必要なことです。前田小学校が「ICTを活用した授業」をテーマに2年間の研究成果を発表されたとのこと。是非、この成果を市内全校の全教員が共有し、活用の工夫を更に進め、ICT機器を活用した授業を増やすことを期待します。

2 道徳教育の推進

各校は道徳地区公開講座を実施し、保護者・地域の方々に道徳の授業を参観してもらい、その後意見交換会を行っています。この狙いは学校・保護者・地域住民が一体となった道徳教育の実現を目指すものであります。保護者、地域の方のこの講座への関心はいかがでしょうか。三者が一体となった道徳教育の具体策を話し合う事は今後の課題であるとのこと。この実現に向け粘り強い取組を期待します。

道徳の授業で使用している読本を目にすると、第2次世界大戦時、ドイツの収容所に向かう列車から線路わきの草むらに、母親によって放り出され一命を救われた少女の物語「エリカーの奇跡」、6,000人のユダヤ人を救った杉原千畝の「命のビザ」、2歳で被爆し「生きたい」という一心で千羽鶴を折り続け12歳で亡くなった「佐々木貞子さん」の話、その他にもIPS細胞を作り出した山中伸弥さんの夢の実現の話、17歳でノーベル平和賞を受賞されたマララ・ユスフザイさんの「世界平和を考える」等々、指導項目に沿った感動的な資料で満載でした。これらの資料から、子どもたちは「心を震わせ、感動し、悲しみ、内省し、考えさせられる」のです。道徳の授業は魅力ある授業です。

保護者、地域の皆さんが、子どもと一緒に心を震わせ、感動していただけるような魅力ある授業を展開し、「また参観したい」と思ってもらう事が大切です。その先に三者一体での道徳教育というゴールも見えてくるのでは、と思います。

3 読書活動の推進・図書館サービスの充実

社会のデジタル化が進み多くの情報が氾濫しています。真偽を見極め情報を正しく活用する能力を身につけるには、読書は欠かせません。また、幼児期や小学校低学年での「読み聞かせ」は、その後の

「心の成長、豊かな発想力、想像力の発達」に大きな影響を与えていると言われています。

図書館から、学校への団体貸出、中学生の職場体験の受入れ、小学１年生への図書館利用ガイダンスの実施等、学校との連携の強化の話がありました。また１０１回に及ぶ親子での「おはなし会、工作会、人形劇」等の実施、郵送の貸出、宅配の貸出、録音図書の貸出、希望する老人施設の入居者にも本を届けているとのこと。図書館職員のご努力に深く感銘を受けました。また、各小学校では１年生から３年生を対象にＰＴＡ役員の方、保護者ボランティアの方、図書館補助員の方による「読み聞かせ」が行われているとのこと、素晴らしいことです。いつまでも継続されることを切望します。

４ コミュニケーション能力の育成

今年からマールボロウ市との教育交流事業が再開されることは、嬉しい限りであります。平成１０年にマールボロウ市と国際姉妹都市提携がなされ、中学生が「相互に訪問する」この事業は、あきる野市が誇る事業だと思います。受入れ家庭や国際交流クラブ等の多くの方々に支えられていると伺いました。これまでに１５５人もの中学生が派遣され貴重な経験をしているとのこと。初期に派遣された生徒は既に４０歳代であり、日本で、または世界で活躍している年代です。中学校時代に異文化に触れ、体験した事は、その後の自分の生き方や進路に大きな影響を与えてくれたものと思います。そのような方から「この派遣が私に与えたもの」「この派遣で私はこう変わった」といった自分史を書いていただき、広く市民に読んでいただくのはいかがでしょうか。

５ 教育相談体制の充実、不登校児童・生徒への対応の充実

令和３年度の文部科学省の調査によると、不登校の小・中学生は過去最多の２４万５千人に達しています。不登校のため学ぶことのできない子どもたちがいることは、あってはならないことです。あきる野市でも不登校の数は増えている状況であり、指導室では令和４年度に作成した「児童・生徒理解・支援シート」を活用し、学校、スクールソーシャルワーカー、教育支援室、及び教育相談室との連携で、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見、早期対応の充実に全力で取り組んでいると伺いました。市をあげての不登校対策が行われていることに安堵しました。

また、公的機関とのつながりの薄い児童・生徒の居場所づくりとして「カラフルルーム」が開設されました。この部屋の果たす役割に大いに期待します。「学校に行かなくては、勉強しなくては」と心で叫んでいるのだが教室に入れない。そのようなエネルギーを少し失った児童・生徒には、安心して心を開き、信頼できる大人が必要なのです。全てを受け止め、全てを肯定し、人生の先輩として、時には母親のような、父親のような心を持って、少しずつ子どもにエネルギーを充電させていく。こんな指導員のいるカラフルルームを期待します。

６ 最後に

「子どもは国の宝」「汝の国の将来を目するとき、汝の国の子どもを目せ」という言葉があります。また、人生１００年時代と言われ、学び続ける「生涯学習の時代」が始まっています。この度、教育委員会各部課の職員の皆さんから、日本の将来を託す子ども達への教育及び市民の生涯学習に関して「あきる野市教育基本計画（第３次計画）」の施策の実施状況を伺いましたが、使命感を持ってその職責を果たしている姿に接することができました。課題は多く横たわっていると思います。しかし、職員の皆さんのたゆまないご努力で第３次計画期限の令和８年度までに、子ども達が、学校が、地域社会が、必ずや良き変容を遂げていると確信します。

手塚 英子 氏（元あきる野市スポーツ推進委員）

1 いじめと不登校について

いじめ等の原因により、不登校となる児童・生徒はこれからも増え続けることが予想されます。現状で抱えている課題としては、社会が大きく変化し、小学生の頃から自分専用のスマートフォンを所有するようになり、保護者の知らないところで、SNSやインターネット上においていじめ等が実際に行われ、いじめの発見や確認に遅れが生じるということを耳にします。

いじめは、どんな理由が存在したとしてもあってはいけない事です。いじめがあるとわかっていても見て見ぬ振りをし、次は自分に降りかかってくるかもしれない、そのことが怖かったと、数人の子どもたちから話を聞いたことがあります。多様性を認め合い、自己主張するだけでなく、自分と反する意見や考え方を持った人を受け入れられるように、思考・判断・表現の力を身に付ける教育を進めることが大切であると感じます。

また、いじめをゼロにし、不登校児童・生徒を減らすため、これまで以上に各校及び教育委員会事務局と、福祉を始めとする関係部署との連携を強化していく必要があるのではないのでしょうか。民生児童委員・主任児童委員らと各校との間に強固な信頼関係を構築していくほか、基本施策にも記載があるように相談体制を充実させ早期発見・早期対応に努めるなど、関係者が一致団結してこの問題に取り組めるような仕組みを形成していただきたいと思います。

2 誰もが楽しむスポーツの推進

文部科学省の施策により、平成22年に本市にも「総合型地域スポーツクラブ」が誕生し、13年が経過しました。その間に市の行政機関も「体育課」から「スポーツ推進課」と名称が変更され、「スポーツ推進計画」も策定されました。スポーツを取り巻く環境が大きく変化し、市民のスポーツの楽しみ方も多様化するなか、スポーツ推進委員の方々には、市民の誰もが楽しくスポーツを行う為に引き続き努力をしていただきたいと思います。また、基本施策にも障がい者スポーツの推進を掲げられていますので、障がい者・障がい児に対しても専門的な知識を習得することで、「誰もが楽しむスポーツの推進」がより一層実現に向かって動き出すのではないのでしょうか。今後ともスポーツ推進事業に大いに期待を寄せております。

3 食育の推進

栄養教諭・学校栄養職員による「食に関する授業」は、子どもたちが健やかで元気に育つためにはとても大事なことです。限られた予算のなかで、子どもたちが健康で学校生活を過ごすことができるようにと栄養バランスを考えられた献立や、若年性の生活習慣病を予防するための薄めの味付等の説明については、児童・生徒だけでなく保護者にも伝えることが必要であると思います。これからもこの取組が継続されることを望みます。

4 確かな学力の育成

社会生活を送る上で、数や図形に関する学習は必要不可欠であります。「算数嫌い」「数学嫌い」な児童・生徒を出さないようにするために、小学校低学年の算数の授業は特に重要であると考えます。

学校に訪問した際、習熟度別の少人数指導を見学させてもらったことがありましたが、算数を苦手とする児童にも分かりやすいように工夫された授業内容により、児童が集中して授業に取り組み、解答をしている様子を見ることができました。

今後はＩＣＴ機器の更なる活用などにより、学習指導要領に沿った「主体的・対話的で深い学び」が実現できる授業を期待しております。

5 教育広報

7月に発行された教育広報「あきる野の教育」には、市立小・中学校の校長先生、副校長先生全員の顔写真が掲載されておりました。学校ごとに目指す児童・生徒像や重点施策への取組などの記載もあって、各校の特長や力を入れている点等も一目瞭然で確認することができ、現在学校では何を実施しているのか、こういった取組を進めているのか等も容易に理解することができました。

6 終わりに

コロナ禍の真っ只中であった令和4年度でしたが、教育委員会事務局の方々が教育基本計画の全ての基本施策に沿って、創意工夫のもとに事業を進めておられ、大変感心をいたしました。

令和5年度、新型コロナウイルス感染症もインフルエンザと同じ感染症法上の5類感染症扱いとなり、市民生活はコロナ禍以前に戻りつつあります。教育委員会の推進する事業についても、コロナ禍以前と同じ規模での実施に戻っていくことと思います。事務局の職員の方々の今後の行動や事業の運営に期待をしております。

＜資料＞ あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び第2項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（以下「事務点検評価等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- （1）点検 個々のあきる野市教育委員会の権限に属する事務（以下「施策及び事務事業」という。）の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- （2）評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第3条 点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における全ての施策及び事務事業とする。

（点検及び評価の方法）

第4条 点検及び評価は、前年度の施策及び事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回次のとおり行う。

- （1）教育委員会事務局の各課は、所管する施策に基づき実施した事務事業について点検及び評価する。
- （2）第4条第1号の点検及び評価の結果を踏まえ、教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、事務事業及び施策の取組状況について評価を行う。
- （3）第4条第1号及び第2号の点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者（以下「点検評価有識者」という。）を置き、意見を聴くものとする。
- （4）教育委員会は、第4条第1号及び第2号で実施した点検及び評価結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、全ての施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い報告書を作成する。

（点検評価有識者）

第5条 教育委員会は、前条第3号に規定する点検評価有識者を次のとおり置く。

- （1）点検評価有識者は、学校教育及び社会教育・生涯学習に関して識見を有する者とし、2人をもって充てる。
- （2）点検評価有識者は教育委員会が委嘱する。
- （3）点検評価有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。
- （4）点検評価有識者の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（報告書の市議会への提出）

第6条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

（評価結果の公表）

第7条 教育委員会は、点検及び評価の結果を市民に公表する。

（評価結果の活用）

第8条 教育委員会は、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用するものとする。

（庶務）

第9条 事務点検評価等に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成20年7月8日から施行する。

この要項は、平成20年10月30日から施行する。

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

この要項は、平成27年8月31日から施行する。

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

VI 教育委員会の活動状況について

教育委員会の活動状況について

あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、あきる野市長が、あきる野市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する。また、任期については、教育長が3年、委員は4年となり、再任できることになっている。

《 構 成 》

令和4年4月1日～令和5年3月31日

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	たんじ みつる 丹 治 充	令和3年11月26日 ～ 令和6年11月25日
教 育 長 職 務 代 理 者	たのくら みほ 田野倉 美 保	令和元年11月26日 ～ 令和5年11月25日
教育委員会委員	こにし ふみこ 小 西 フミ子	令和2年10月28日 ～ 令和6年10月27日
教育委員会委員	さかたに あつたか 坂 谷 充 孝	令和3年10月28日 ～ 令和7年10月27日
教育委員会委員	おかべ ひでとし 岡 部 秀 敏	令和3年11月28日 ～ 令和4年10月27日
		令和4年10月28日 ～ 令和8年10月28日

《 会 議 》

教育委員会の主な活動のひとつは、教育に関する重要な案件の審議等を行う「会議」である。「会議」は原則として毎月第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。令和4年度は下表のとおり、定例会12回、臨時会1回を開催し、議案25件、報告9件、報告事項10件について審議等を行った。

令和4年4月定例会(令和4年4月26日)

番 号	件 名	結 果
議案 10	あきる野市社会教育委員の委嘱について	原案可決
議案 11	あきる野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案可決
報告 2	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動に関する報告及び承認について	承 認
報告 3	臨時代理したあきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	令和4年度教科用図書採択事務について	報 告

令和4年5月定例会(令和4年5月24日)

番 号	件 名	結 果
議案 12	あきる野市図書館協議会委員の任命について	原案可決
議案 13	令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第2号補正)について	原案可決
議案 14	あきる野市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則	原案可決
報告事項(1)	あきる野市立学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について	報 告

令和4年6月定例会(令和4年6月22日)

番 号	件 名	結 果
議案 15	あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決

令和4年7月定例会(令和4年7月20日)

番 号	件 名	結 果
報告 4	臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第3号補正)に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	第4次あきる野市子ども読書活動推進計画策定スケジュール	報 告

令和4年8月定例会(令和4年8月24日)

番 号	件 名	結 果
議案 16	あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決
議案 17	令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第7号補正)について	原案可決
議案 18	あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
議案 19	あきる野市民文化ホールに係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について	原案可決
議案 20	あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する諮問について	原案可決
議案 21	あきる野市有形文化財の追加指定に係る諮問について	原案可決
報告事項(1)	令和4年度大規模地震対応訓練の報告について	報 告
報告事項(2)	令和5年度使用特別支援学級教科用図書について	報 告

令和4年9月定例会(令和4年9月28日)

番 号	件 名	結 果
議案 22	令和4年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和3年度分)報告書について	原案可決

令和4年10月定例会(令和4年10月28日)

番 号	件 名	結 果
議案 23	あきる野市立増戸小学校の通学区域の一部変更について	原案可決
議案 24	あきる野市民文化ホールに係る指定管理者の候補者の選定について	原案可決
議案 25	あきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の候補者の選定について	原案可決
報告 5	臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第8号補正)に関する報告及び承認について	承 認

令和4年11月定例会(令和4年11月25日)

番 号	件 名	結 果
議案 26	あきる野市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
議案 27	あきる野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について	原案可決
報告 6	臨時代理した令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第9号補正)に関する報告及び承認について	承 認
報告 7	臨時代理したあきる野市民文化ホールに係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について	承 認
報告 8	臨時代理したあきる野市体育施設及び公民館に係る指定管理者の指定に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	第2次あきる野市スポーツ推進計画について	報 告
報告事項(2)	第4次あきる野市子ども読書活動推進計画について	報 告

令和4年12月定例会(令和4年12月23日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件なし	

令和5年1月定例会(令和5年1月24日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件なし	

令和5年第1回臨時会(令和5年2月10日)

番 号	件 名	結 果
議案 1	あきる野市立学校の校長及び副校長の人事について	原案可決
議案 2	令和4年度あきる野市教育委員会所管予算(第12号補正)について	原案可決
報告事項(1)	(仮称)あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針(実施計画)(案)について	報 告

令和5年2月定例会(令和5年2月22日)

番 号	件 名	結 果
議案 3	第2次あきる野市スポーツ推進計画の策定について	原案可決
報告 1	臨時代理した令和5年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	第4次あきる野市子ども読書活動推進計画(案)について	報 告

令和5年3月定例会(令和5年3月22日)

番 号	件 名	結 果
議案 4	あきる野市有形文化財の指定について	原案可決
議案 5	あきる野市教育支援センター設置規則	原案可決
議案 6	あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則の一部を改正する規則	原案可決
議案 7	あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則	原案可決
報告 2	臨時代理したあきる野市立学校の校長の人事に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	あきる野市立中学校部活動外部指導補助員に関する要綱の一部改正について	報 告

《 学校訪問 》

教育長及び教育委員は、市立小・中学校における教育活動の状況を把握し、課題や取組状況について学校との共通理解を深め、あきる野市の教育行政の更なる充実と発展に資することを目的に年間を通して計画的に学校訪問を行っている。

学校訪問の内容は、管理職等との学校運営の状況、成果、課題などの情報交換や授業参観などである。

令和3年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には訪問を中止するなどの対応をとっていたため、全校を訪問することができていなかったが、令和4年度は3年ぶりに全校を訪問した。

訪 問 日	訪問学校名	訪 問 日	訪問学校名
令和 4年 5月17日	五日市小学校	令和 4年11月 4日	五日市中学校
令和 4年 5月23日	増戸小学校	令和 4年11月 8日	東秋留小学校
令和 4年 6月21日	一の谷小学校	令和 4年12月12日	御堂中学校
令和 4年 6月28日	前田小学校	令和 4年12月20日	西秋留小学校
令和 4年 7月 4日	草花小学校	令和 5年 1月13日	西中学校
令和 4年 9月 2日	屋城小学校	令和 5年 1月30日	増戸中学校
令和 4年10月 7日	南秋留小学校	令和 5年 1月31日	東中学校
令和 4年10月21日	多西小学校	令和 5年 2月10日	秋多中学校

《 視察研修等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して、教育行政に関する情報収集、教育に関する調査、研究のために視察研修等へ参加している。令和4年度の主な参加は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所 等
令和 4年 4月13日	東京都市教育長会定期総会	東京自治会館
令和 4年 5月10日	東京都市町村教育委員会連合会定期総会	書面開催
令和 4年 5月11日 ～13日	全国都市教育長協議会定期大会	山口県山口市
令和 4年 5月19日 ～20日	関東地区都市教育長協議会総会	書面開催
令和 4年 5月27日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会	書面開催
令和 4年 7月25日	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
令和 4年10月 7日	東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会	WEB開催
令和 4年11月11日	東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会	日の出町
令和 4年12月15日	東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会	TGG立川
令和 5年 2月 1日	東京都市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会	町田市
令和 5年 2月28日	東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会	東京自治会館

《 学校行事等への参加》

教育長及び教育委員は、年間を通して個人または全員（複数）で、市立小・中学校の行事等へ参加し、教育活動の状況等の把握に努めている。令和4年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 4年 4月 6日	市立小学校	入学式
令和 4年 4月 7日	市立中学校	入学式
令和 4年 5月21日	一の谷小学校	運動会
令和 4年 5月23日	南秋留小学校	学校公開
令和 4年 5月28日	多西小学校、西秋留小学校、五日市小学校、増戸中学校	運動会・体育大会
令和 4年 6月 4日	五日市中学校	体育大会
令和 4年 9月10日	五日市中学校	学校公開
令和 4年 9月12日 13日	南秋留小学校	学校公開
令和 4年 9月17日	東中学校、西中学校	体育大会
令和 4年 9月17日	増戸中学校	道徳授業 地区公開講座
令和 4年 9月29日	秋多中学校	体育大会
令和 4年10月 1日	前田小学校、御堂中学校	運動会・体育大会
令和 4年10月15日	東秋留小学校、屋城小学校、増戸小学校	運動会
令和 4年10月22日	南秋留小学校、草花小学校	運動会
令和 4年10月27日	増戸中学校	合唱コンクール
令和 4年10月28日	五日市中学校	音楽会
令和 4年11月 2日	前田小学校	ICT研究発表会
令和 4年11月12日	増戸小学校	展覧会
令和 4年11月19日	西秋留小学校	学習発表会
令和 4年11月19日	南秋留小学校	展覧会
令和 4年11月25日	東秋留小学校、屋城小学校	音楽会
令和 4年11月26日	五日市小学校	学習発表会
令和 4年11月26日	多西小学校	学芸会
令和 4年12月 1日	小学校音楽会	秋川キララホール

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 4年12月13日	西秋留小学校	芸術鑑賞教室
令和 5年 1月21日	草花小学校	展覧会
令和 5年 1月21日	増戸小学校、五日市中学校	学校公開
令和 5年 1月21日	前田小学校	作品展
令和 5年 1月29日	小学校展覧会	秋川体育館
令和 5年 3月 8日	東中学校	合唱コンクール (福生市民会館)
令和 5年 3月 9日	御堂中学校	合唱コンクール (秋川キララホール)
令和 5年 3月17日	市立中学校	卒業式
令和 5年 3月23日	市立小学校	卒業式

《 関係行事等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して関係行事等へ参加している。令和4年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 4年 4月 1日	教職員辞令伝達式	市役所
令和 4年 4月27日	あきる野市スポーツ協会総会	中央公民館
令和 4年 6月11日	あきる野市立小中学校PTA連合会定期総会	あきる野ルピア
令和 4年 7月11日	いじめをなくそう子ども会議	オンライン
令和 4年 7月24日	女と男のライフフォーラム	あきる野ルピア
令和 4年 8月27日	市総合スポーツ祭総合開会式	秋川体育館
令和 4年 9月24日	家庭の日推進事業「親子鑑賞会」	秋川キララホール
令和 4年10月22日	ポッチャ大会	秋川体育館
令和 4年10月26日	青少年問題協議会	市役所
令和 4年10月31日	いじめ問題対策連絡協議会	市役所
令和 4年11月 3日	あきる野市表彰式・青少年善行表彰	まほろばホール
令和 4年11月28日	栗原市交流事業	西中学校 (オンライン)
令和 4年12月 3日	中学生の主張大会	秋川キララホール
令和 4年12月23日	あきる野市教育委員会感謝状贈呈式	市役所

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 5年 1月 6日	中学生の主張大会最優秀賞受賞者発表	市役所(議場)
令和 4年 1月 9日	二十歳を祝う会	秋川キララホール
令和 5年 2月 4日	青少年音楽の祭典	秋川キララホール
令和 5年 2月15日	青少年問題協議会	市役所
令和 5年 2月18日	ドッジボール大会	秋川体育館
令和 5年 2月25日	教育フォーラム	中央公民館
令和 5年 3月 4日	生涯学習シンポジウム	あきる野ルピア
令和 5年 3月29日	いじめ問題対策連絡協議会	市役所
令和 5年 3月31日	退職教職員辞令伝達式	市役所

《 総合教育会議への参加 》

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育に関する総合的な施策の大綱を定めるため、総合教育会議において教育委員会と協議することになっている。

この教育総合会議は、市長が設けるものであり、市長、教育長及び教育委員により構成されている。

開 催 日	協議・調整事項	場 所
令和 5年 2月 6日	(1)いじめ・不登校対策について (2)教育委員会のICTの活用状況について (3)南秋留小学校の特別支援学級(情緒)開設に係る進捗状況について	市役所